



議案第八十三号

公聴会参加者等の実費弁償条例の全部改正について

次のとおり公聴会参加者等の実費弁償条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

証人等の実費弁償に関する条例

公聴会参加者等の実費弁償条例（昭和二十九年三朝町条例第二十八号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十二条第三項、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二十九条第四項及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百三十三条第三項の規定に基づき、町議会、町選挙管理委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者（以下「証人等」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（実費弁償）

第二条 証人等に対しては、費用の弁償として旅費を支給する。

第三条 旅費は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃及び車賃とし、その額は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第四条 旅費は、証人等が出頭し、又は参加した際支給する。

2 旅費は、証人等の居住地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(補則)

第五条 この条例に定めるものを除くほか、旅費の支給については、一般職の職員の旅費の支給の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

普通旅客運賃	普通旅客運賃	六円	1,000円	2,000円
鉄道賃	船賃	車賃(一キロメートルにつき)	日当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)